

KALZA 有料レンタルサービスに関する規約

KALZA が有償にて提供する KALZA 取り扱い商品のレンタルに関する規約を定義する。本サービスを受ける者は、本サービスを利用するにあたり定めた規約に同意したものとす
(以下、本規約と示す)

1：有料の定義

弊社が提供する商品をレンタルとして借り受ける者が、弊社が別に定める料金に同意の上、別に定める方法で弊社に支払う事を示す。

弊社が別に定める料金は、レンタルする商品、期間によって異なる。弊社と交わした貸借期間を超えた場合は、別途延滞利用料金が加算されるものとする。

借り受けた者が延滞した場合、弊社が定めたレンタル金額に延滞利用料を加算して支払うものとする。

また、貸し出す事によって借り受ける者に発生したレンタル以外の一切の費用に関しては、相殺などの負担を弊社では行わないものとする。

2：レンタルの定義

レンタルは弊社の商品を借り受ける者と弊社との貸借契約とする。弊社から商品を借り受けた者が、その商品を使って提供する行為やサービスを受ける者と弊社は、一切の責任を負わないものとする。借り受ける者は、原則14日前（脚立など生活雑貨品の場合は7日前）までに借受開始日、借受場所、借受期間、返却場所、返却日、借り受ける者の姓名、住所、連絡先、身分を証明する証を明示してレンタルの申し込みを行うものとする。レンタルを契約する場合は弊社が別に定める料金を別に定める方法で支払う事に同意したものとす。また、借受開始日、借受場所、借受期間、返却場所、返却日、借り受ける者の姓名、住所、連絡先、身分を証明する証に変更が生じる場合は貸借期間終了前に速やかに弊社に届け出るものとする。その際にレンタル料金の変動する場合はその金額や支払い方法を弊社が別に定める方法に従うものとする。借り受けた者は、所定の用途にて安全・適確な方法で商品を利用し、借受期間または返却日の変更を申し出ない場合は返却日に商品を返納するものとする。

3：レンタルの期間

借受開始日から借受期間満了までを示す。1日単位で料金を区切り1日は24時間で計算される。借受開始日から借受期間が満了するより前に返却を行っても返金は行われ
ないものとする。借り受けた者が返却した商品を運送会社が配送している期間はレンタルの日数にはカウントされない。

4：レンタルの取り消し

商品を借り受ける者は、借受開始日7日前までに取り消しを弊社に申し出た場合はレンタルを取り消す事ができる。ただし、既に弊社が借受場所へ発送した場合は、その発送送料と返送分の送料を借り受けを取り消した者に別に定める方法で請求し、借り受けを取り消した者は、弊社が別に定める方法で請求された額を支払うものとする。

発注を取り消しを申し出た場合は、取消手数料として金¥3150を借り受けを取り消した者に別に定める方法で請求し、借り受けを取り消した者は弊社が別に定める方法で請求された額を支払うものとする。

5：代替商品

弊社が14日前までに借り受けを申し込まれた者の希望する商品を借受開始日、借受場所、借受期間に提供できない場合、借り受けを申し込まれた者の合意があれば異なる商品を貸し出す事ができるものとする。レンタルの金額に差異があった場合でも借り受けを申し込まれた者が希望した商品を弊社が別に定める借受開始日、借受場所、借受期間に該当する金額で貸し出す事とする。

6：レンタルの拒否

借り受けを希望する者が申し出た商品や金額、借受開始日、借受場所、借受期間、返却場所、返却日が弊社では提供できない場合は拒否する事ができる。また、借り受けを希望する者が申し出た商品が代替商品で提供できない場合でも拒否できるものとする。

過去に弊社にて取引を停止もしくは中止になった者もしくはその関係者からの申し出の場合は、無条件に拒否するものとする。

7：支払い

現金または振込みによって弊社へ支払うものとする。振り込みの場合、振込み手数料や入金手数料は借り受けた者が支払うものとする。消費税については国の定める利率を借り受けた者が支払うものとする。

8：禁止行為

- ・ 弊社から借り受けた商品を、他のものへ有償・無償問わず貸借もしくは転売、譲渡を行う行為。
- ・ 商品の所定用途以外に使用する行為。
- ・ 弊社から借り受けた商品の外観、機器、構造を改造、変更する行為。
- ・ 弊社の権利を侵害する一切の行為。
- ・ 日本国外への持ち出し行為。
- ・ 第三者へ危害や損害を及ぼす、またはその恐れがある使用行為。
- ・ その他、当規約に反する行為。

9：返却

弊社から商品を借り受けた者は借受期間もしくは返却日に定められた返却場所へ借り受けた商品を返却しなければならない。やむおえず返却できない場合は、弊社が別途定める延滞料金を弊社が別途定める方法で弊社に支払うものとします。

返却時は、借り受けた状態に現状復旧を行い返却をするものとします。

(※清掃は不要です)

10：盗難・故障・事故

盗難などにより不返却状態となった場合は、弊社から借り受けた商品を弊社の別途定める価格で借り受けた者が買い取る事とします。その後、発見された場合でも買い取って頂いた金額は返却できませんので、発見された商品を借り受けた者が引き取る事とします。盗難の場合は速やかに警察へ通報し被害届を提出して下さい。

故意・過失に関わらず、故障の場合は状況によって別途定める事とし、弊社から借り受けた者は、それに従うものとする。

故障が使用不能な状態に陥った場合は、弊社から借り受けた商品を弊社の別途定める価格で借り受けた者が買い取る事となり、使用不能な状態に陥った商品は、借り受けた者が引き取るものとします。部品交換で修理可能な場合の故障であれば交換部品代および修理代を全額負担頂きます。

弊社から借り受けた商品によって発生した事故については、弊社では責任を負いかねますので当事者と被害者の間で解決する事とします。

本規約に記載の無い事象が発生した場合は協議の上遂行する。

1 1 : 本規約の効力期間

本規約は、レンタルをお申し込み頂いた時点より有効とする。

また、レンタルの提供を中止もしくは終了するまで有効とする。

また規約は弊社で改定する事ができるものとする。その場合、ホームページにて通知を行い知らせるものとする。

1 2 : 強制解約

以下の場合には強制解約となり、提供中のレンタル商品を速やかに弊社に返却するものとする。またその場合に弊社へ支払った料金は返却しないものとします。

- ・ 弊社の本サービス継続が困難になった場合
- ・ 借り受ける者の姓名、住所、連絡先が所在不明になった場合
- ・ 借り受ける者の姓名、住所、連絡先、身分を証明する証に虚偽があった場合
- ・ 借受開始日、借受場所、借受期間、返却場所、返却日、借り受ける者の姓名、住所、連絡先、身分を証明する証に変更があったにも関わらず申告しない場合
- ・ 本規約に同意しない場合
- ・ 本規約に著しく反している場合
- ・ 本規約を遂行できなくなった場合
- ・ 本サービスを受ける事に適さない場合
- ・ 盗難、事故、事件、故意による故障が発生した場合

強制解約になった場合、その関連者にて再度契約を弊社に依頼する事はできないものとする。

本規約は2012年5月18日施行

KALZA

福岡県筑紫野市若江60-4